令和８年度太宰府市職員採用試験
【建築技師I・保育士J・文化財技師K】
〈令和９年4月1日任用予定分〉

1. 試験区分、職務内容、採用予定人数及び受験資格

試 験 区 分	職 務 内 容	採用予定人数	受 験 資 格
建築技師I	一般行政事務（主として建築技師の業務）	2人程度	昭和 56 年４月２日から平成 21 年４月１日までに生まれた人
保育士J	一般行政事務（主として保育士の業務）	２人程度	・平成 10 年４月２日から平成 19 年４月１日までに生まれた人 ・昭和 48 年４月２日から昭和 57 年４月１日までに生まれた人 ・保育士資格を有する人、または令和９年３月 31 日までに保育士資格を取得する見込みの人
文化財技師K	一般行政事務（主として文化財技師の業務）	１人程度	・平成３年４月２日から平成 17 年４月１日までに生まれた人 ・考古学に関する専門知識を有する人で発掘調査の経験を有する人

※採用予定人数は変更になることがあります。

※成績が基準に満たない場合は、合格者なしとなることがあります。

※試験区分の「I」「J」「K」は、受験資格を区分するものであって、採用後の処遇などに差をつけるものではありません。

※受験資格は表に記載のほか、次の要件を満たす必要があります。

(1)次のいずれかに該当する人
- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2)地方公務員法第 16 条の欠格条項のいずれにも該当しない人
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・太宰府市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 試験日程、試験会場及び試験種目

試　験	日　程(予定)	試　験　会　場	試　験　種　目(内　容)
第一次 試　験 共　通	12 月 27 日(日)まで (申込時に添付)		エントリーシート
	1 月 16 日(土) (予定) ※申込者多数の場合、1 月 17 日(日)に面接試験を実施する場合があります	太宰府市役所	【専門試験】※1 建築技師I　(120 分) 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む)、建築設備、建築施工 保育士J　(90 分) 社会福祉・子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります 文化財技師K　(90 分) 考古学等、必要な専門知識等の能力についての筆記試験 【適性検査】 【面接試験】 【実技試験】 保育士 J 保育業務に関する実技試験 文化財技師 K 文化財業務に関する実技試験
第二次 試　験 共　通	2 月 6 日(土) (予定)	太宰府市役所	【面接試験】

※1　専門試験にかかる注意事項
〇試験開始から 30 分以上遅刻した場合は、受験を認めません。
〇試験当日は筆記具（HB鉛筆、消しゴム）を必ず持参してください。
〇携帯電話を時計代わりに使用することは禁止します。試験時間中は電源を切ってください。
〇スマートウォッチやスマートグラス等のウェアラブル端末（通信機能や録音・録画機能付き）は使用できません。

＜注意事項＞
〇試験日程、会場及び種目は変更する場合があります。
〇試験及びそれに対する回答・応答は全て日本語とします。今回は、点字、拡大文字による試験は実施しません。
〇受験上の配慮（車いすや補聴器の使用等）を希望する方は、申込時に申し出てください。
〇第二次試験の詳細は第一次試験合格者に通知します。

3. 受験手続き

（1）受験申込の受付

①受付期間

令和 8 年 12 月 27 日(日)まで

②申込方法

太宰府市ホームページから所定の応募フォームに必要事項を入力し、エントリーシート（専用書式）を添付して申し込みを行ってください。
なお応募受付には「ふくおか電子申請サービス」を利用しています。

受験申込時の注意

・登録内容に不備がある場合は受け付けられませんので、入力内容を十分に確認してください。
・エントリーシートは太宰府市ホームページからダウンロードし必要事項を入力してください。
・エントリーシートのファイル名は次のように「（氏名）R8 太宰府市エントリーシート（職種区分）」に変更し、エクセル形式のまま提出してください。
（例）（宰府太郎）R8 太宰府市エントリーシート（建築技師I）.xlsx
・申し込み後のエントリーシートの修正はできませんのでご注意ください。
・応募フォームの入力内容は、送信時にPDF形式でダウンロードができます。
控えが必要な方は必ずご自身でダウンロードしてください。
・申込完了後、『【太宰府市職員採用試験申込】受付完了のお知らせ』メールが届きます。メール内には受付番号が記載されていますので、必ず控えてください。
受付番号は後日、受験番号の確認に必要となります。

通信環境全般に関する注意

・申し込み後の事務連絡は、申込時の応募フォームに記載されたメールアドレスに対

して電子メールにて行います。
・ドメイン指定受信をしている場合は 「@pref.fukuoka.lg.jp」「@arorua.net」「@city.dazaifu.lg.jp」のメールが受信できるようにしてください。
・「メールを見落とした」、「誤って削除した」等の事案への個別対応はできかねます。
・その他、通信障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。

4. 合格者の発表（予定）

区分	期日	掲示場所
第一次試験合格者発表	令和９年１月下旬	市役所庁舎前掲示板への掲示、合格者への試験結果通知及び太宰府市ホームページ
第二次試験合格者発表	令和９年２月中旬	

※電話による合否についての問い合わせには、お答えしません。
※成績開示請求は不合格者を対象として、各試験合格告示から１か月間、市役所で受け付けます。

5. 合格者の採用

第二次試験合格者は、受験資格を確認するための証明書類等の提出をしていただき、審査のうえ最終合格者として決定します。最終合格者は採用候補者名簿に登載され、原則として、令和９年４月１日以降、職員補充の必要度に応じて名簿登載順に採用されます。（採用後から６か月間は条件付採用となります。）

なお、既卒者等については、令和８年度途中での採用を個別に協議のうえで決定する場合があります。受験資格がないこと、又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は採用されません。

6. 勤務条件

給与	【初任給】(令和 8 年 4 月 1 日現在) 高校卒程度　210,000 円程度 短大卒程度　230,000 円程度 大学卒程度　250,000 円程度 ※地域手当(6%)含む ※職歴による加算あり 【諸手当】 期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当　等
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時(昼休み午後 12 時 15 分～午後 1 時) 土・日曜日、祝日及び年末年始は原則として休み。ただし、配属先によっては異なる場合があります。
休暇制度	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、夏季休暇、結婚休暇　等
特記事項	【保育士】 ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、受験申込時や誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

7. 日本国籍を有しない職員の任用について

日本国籍を有しない職員は、担当できる職務等に次のような制限があります。

（1）次のような公権力の行使にあたる職務は担当できません。

①市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

②市民に義務や負担を課す内容を含む職務

③市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む職務

④その他公権力の行使に該当する職務

（2）公の意思の形成への参画に携わる職（太宰府市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職をいい、原則として課長相当級以上の職）に就くことはできません。

（3）昇任について

日本国籍を有しない職員は、上記のとおり原則として課長相当級以上の職に就くことはできませんが、市民サービスを目的とする施設の運営業務を担当する職、出先機関等で内部管理業務を担当する職などで公の意思の形成に参画する蓋然性の少ない課長相当級以上の職に就くことは可能です。

太宰府市総務部総務課人事係（太宰府市役所３階）

〒818-0198　福岡県太宰府市観世音寺一丁目１番１号

☎(092)921-2121（内線 508・509）

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法

附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。